

## 韓国の竹島領有「根拠」の創造過程

藤井賢二

### 1947年—韓国の竹島報道のはじまり

韓国の新聞が竹島（韓国名「独島」）について最初に報道したのは 1947 年であったとされる（ただし、韓国政府はまだなく、同年 6 月 3 日に成立していた南朝鮮過渡政府の時期にあたる）。6 月 20 日付『大邱時報』の記事「倭賊日本の見当外れの言動 鬱陵島近海の小島を自分の島だと 漁区として所有」で、「最近には島根県境港の日本人某が自分の漁区として所有しているようで、今年 4 月鬱陵島の漁船一隻が独島に出漁すると、この漁船を見て機銃掃射を敢行したことがあったという」と報道されたのである。（この記事の発見は梨花女子大学の鄭秉峻氏による）。

連合国軍総司令部（GHQ）が支配する日本で、はたして「日本人某」が「機関銃掃射」できたのか、疑問に思っていたが、その疑問を解く鍵となる資料がある。この記事の情報源と考えられる、慶尚北道知事が南朝鮮過渡政府民政長官に宛てた、同年 6 月 17 日付「鬱陵島所属独島領有確認の件」である。これは韓国国家記録院所蔵「独島（竹島）に関する調査の件」（管理番号：BA0182403 生産年度：1951 内務部地方行政局行政課作成）というタイトルの資料群の中にあった。そこには、「近日には日本境港の某日本人の個人所有になって漁獲を禁止した」「今年四月中旬に鬱陵島漁民がこの島に出漁したが国籍不明の飛行機から機関銃掃射を受けた」という記述がある。

翌 1948 年 6 月 8 日に米軍機の爆撃によって竹島で漁労していた韓国人が死傷する事件がおこったように、日本が連合国軍総司令部によって占領されていた時期、竹島は米軍の爆撃訓練場として使用されていた。『大邱時報』の記事は、「国籍不明の飛行機」の「機関銃掃射」（米軍の爆撃訓練の一環だった可能性が高い）を「日本人某」の仕業とし、韓国人の日本への反感を高める結果になっている。記事は韓国人の日本への強い対抗意識を感じさせる。

### 初期の韓国の「根拠」

1947 年 8 月 20 日には、朝鮮山岳会が組織した調査団が南朝鮮過渡政府の援助を受けて竹島に上陸した。この調査団の「成果」が反映されているのが、同年 10 月 15 日付『漢城日報』の「独島の国籍は朝鮮、立証する厳然たる証拠資料保管」である。

この記事では、韓国の竹島領有の「根拠」として次の三点が示された。

- ① 地理的に隣岐よりも鬱陵島に近い、
- ② 蝶など日本にはおらず大陸や朝鮮半島にしかいない生物がいる、
- ③ 「李朝末」に竹島を自国領と確認し日本の侵略を憂慮した「鬱陵島郡守」の政府への報告がある。

①の地理的近接性が領有の根拠にならないことは国際司法裁判所の判決で確定している。  
②は、島根県職員であった田村清三郎の、「むしろ鬱陵島の植物相は、朝鮮よりも日本に近く、下手な主張をすると鬱陵島は日本領土でなければならなくなる」（『島根県竹島の新研究』（1965 年 10 月））という逆襲を受けることになる。

③は 1906 年に竹島と鬱陵島を訪れた島根県の視察団から竹島の編入を聞いた鬱島郡守の

沈興澤が作成したもので「本郡所属独島」という文言があった。しかし、この文書は竹島の編入について日本に抗議したものではなく、また、当時の韓国（大韓帝国）が竹島を領土として支配していた法令に基づくものでもなかった。すなわち、この報告だけでは竹島領有の根拠にはならない。

### 韓国の「根拠」の形成

およそ根拠にはなりえない「根拠」しかなかった韓国政府は、日本政府との論争で反論に苦慮することになった。日本政府は1953年の口上書で、国際法に基づく領土取得の条件を韓国政府に教えた。「近代国際法の通念によれば、凡そ一国が領土権を確立するためには、領土となす国家の意志とこれが有効的経営を伴うことが必要である」。1905年以降、竹島は「日本国民によって有効的な経営がなされ」、「諸外国から同島の帰属について問題とされたことはない」と述べた。

さらに翌1954年の口上書では、「近代国際法上領土取得の要件として挙げられるものは、(一)国家としての領有の意思、(二)その意思の公示、(三)適当な支配権力の確立である。」とより精緻に述べた。そしてそれについて、1905年1月28日の閣議決定、翌月22日の島根県告示、その後のアシカ猟の許可や土地使用料の国庫納入といった具体的な事実を示した。

竹島の「有効的な経営」の実績も、「領有の意思の公示」も、それらを示す明確な資料を発見できなかった韓国政府が苦しんだ末に口上書で日本政府に伝えた「根拠」に、次のものがある。17世紀末に安龍福という朝鮮人が江戸幕府に鬱陵島と竹島が朝鮮領であることを認めさせた。よって、1905年の日本の竹島編入は侵略であって不当である。

安龍福の証言には疑問点が多く、また、不法出国の罪で罰せられた彼の言動は朝鮮政府を代表するものには、当然ならない。そもそも、1696年の江戸幕府の鬱陵島渡海禁止で決着した外交交渉（「元禄竹島一件」）の対象となったのは鬱陵島であって現在の竹島ではない。そして、朝鮮半島にあった政府が1905年以前に竹島を自国領として支配した具体的な記録を、韓国政府は現在も示すことはできない。よって1905年の日本の竹島編入は侵略ではない。

にもかかわらず韓国政府は、1954年から「独島は日本の朝鮮侵略の最初の犠牲の地」という、事実とは異なる、刺激的な主張を行うようになった。今年の「三一節」（1919年の三・一独立運動記念日）での文在寅大統領の演説でも取り入れられたように、この主張の影響力は現在に及んでいる。昨年、韓国の中学生から島根県の中学校の教師に送られた、竹島教育の中止を求めた手紙にも、「独島は我々には痛い歴史の地です。過去日本が韓半島を侵奪した過程でもっとも最初に併呑された地です。」とあった。韓国は日本の竹島編入を、5年後の1910年に行われた日韓併合と結びつけたのである。

### 対日対抗意識と竹島

先に述べた韓国国家記録院所蔵「独島（竹島）に関する調査の件」というタイトルの資料群の中の「別紙（二）」に、1948年の米軍機の「独島爆撃事件」についての「経緯報告」がある。1950年作成のその文書では、「歴史的に韓日合併前まで韓国領土として漁獲を独占していたことが韓国水産誌で明確に証明」されたことを、竹島が韓国領であることの

「根拠」としている。

大韓帝国農商工部水産局が編纂した『韓国水産誌 第1輯』(1908年12月)には、第1篇 地理第7章沿岸に「水路告示第2094號」として「日本本州北西岸、隱岐列島北西方」の「竹島(Liancourt rock)の正位置」が記されていた(110~111頁)が、これは竹島での漁業を説明したものではない。そもそも、「北緯三七度一四分一八秒 東經一三一度五二分二秒」という位置表示は、大韓帝国政府ではなく日本海軍水路部がこの年に測定して同年10月21日付の日本政府官報に掲載したものである。朝鮮半島の沿岸漁業事情の解説は、続刊の『韓国水産誌 第2輯』(1910年5月)に詳しいが、その中の鬱陵島周辺の「岩嶼」の説明(707~708頁)には竹島は登場しない。よって『韓国水産誌』を「根拠」とするのは誤りである。

『韓国水産誌』の中に「竹島」が載っているから「独島」は韓国領だ、このようなこじつけで示した「独島爆撃事件」についての「経緯報告」の竹島領有「根拠」に意味はない。ただし、同じ「経緯報告」の中に、1945年の「解放後鬱陵島(鬱陵島のこと—藤井補註一)民は本島(竹島のこと—藤井補註一)の所属が不分明であるため漁獲<sup>マサ</sup>上躊躇したので、当時の島司は本島領有権の確認を政府に申請」したとあるのは重要である。この「本島領有権の確認」の作業の一つが冒頭の1947年6月17日付「鬱陵島所属独島領有確認の件」の提出なのである。慶尚北道知事は「適当な手続きで本島が朝鮮の領有であることを確認公布されるようここに報告する」とある。

とりわけ注目すべきは、「本島の所属が不分明」なので竹島での漁獲をためらった、という文言である。日本の統治終了直後の鬱陵島の朝鮮人は、竹島が日本領である可能性もあると考えていたことがわかる。「同島は島根県の管轄下に在り、魚介海草の漁獲採取はすべて島根県の許可を得るに非ざれば不可能であり、鬱陵島よりアワビ、サザエ、テングサ、ワカメ等の採取に行く者すべて島根県の許可所有者に入漁料を支払って行ったものである。」

(鬱陵島友会『鬱陵島会報』3(1965年11月))という鬱陵島から引揚げた日本人の証言にあるように、竹島を管轄するのは朝鮮総督府ではなく島根県であったことを、鬱陵島の朝鮮人も知っていたに違いない。

このような「国境の民」の現実に根差した認識が、日本への強い対抗意識に突き動かされた結果、さまざまなこじつけの積み重ねによって見ることができなくなっていく、それが竹島問題における韓国の「根拠」の創造過程であった。

### 補論：「経緯報告」原案の修正

竹島問題に詳しい友人から、「独島爆撃事件」についての「経緯報告」に関して指摘を受けた。

「経緯報告」は、韓国国家記録院所蔵「独島沿海漁船遭難事件顛末報告の件」(管理番号: BA0182403 生産年度: 1951 内務部地方行政局行政課作成)というタイトルの資料群の中にも同一の文章で収められている。同じ資料群には慶尚北道(道庁)が行ったと思われる「経緯報告」の修正の記録も残されており、修正の内容に注意すべきだというのである。

たとえば、「経緯報告」では、1946年6月22日付の連合国軍総司令部の指令(SCAPIN-1033)で竹島への日本漁船と日本人の接近・接触は禁止されたことが竹島領有の根拠とされた。驚くべきことに、「経緯報告」の原案では「一二浬以上接近できない」と正確であったのが、

「一二米以上接近できない」と誤って修正されている。慶尚北道（道庁）の持つ竹島に関する情報が不正確であったことを示すものである。

この指摘は重要である。SCAPIN-1033 は日本領土を最終的に決定したものではないが、韓国にとって重要な「根拠」であった。その内容についての情報に誤りがあったのは、韓国 の竹島領有の「根拠」の薄弱さを示すものである。この誤りは、「鬱陵島紀行（三）」（1947 年 9 月 23 日付『水産経済新聞』）や、<sup>ホン・クビヨ</sup>「洪九杓「無人島独島調査を終えて」（『建国公論』3 卷 5 号 1947 年 10 月 雅丹文庫所蔵）にもすでにあり、1947 年当時の誤りを慶尚北道（道庁）が継承していたことを示している。

また、韓国がより強く主張してもよいはずの、もう一つの連合国軍総司令部の指令（1946 年 1 月 29 日付の SCAPIN-677）を、「経緯報告」でとり上げていないのも不可解である。これは、竹島に日本が政治上行政上の権力の行使を停止するよう指令したものであった。

慶尚北道（道庁）の持つ竹島に関する情報は混乱していた。1947 年の「鬱陵島所属独島領有確認の件」では竹島での漁獲を禁止した日本人は「日本境港の某日本人」であったが、1950 年の「経緯報告」では「日本隱岐島の某個人」となった。竹島の漁業権を持っていたのは隱岐の日本人であったことがわかったのか、それとも変更を要する何らかの事態があったのか、判然としない。